

東海旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正（身体障害者福祉法施行規則の一部改正等に伴う改正）

<p>現行</p>	<p>改正</p>
<p>(前略)</p> <p>(身体障害者)</p> <p>第2条 この規則において「身体障害者」とは、次の各号に該当する者であつて、平成22年4月1日現在の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>(1) 視覚に障害がある者</p> <p>(中略)</p> <p>(8) ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害があるもの</p>	<p>(前略)</p> <p>(身体障害者)</p> <p>第2条 この規則において「身体障害者」とは、次の各号に該当する者であつて、平成22年4月1日現在の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>(1) 視覚に障害がある者</p> <p>(中略)</p> <p>(8) ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害があるもの</p> <p><u>(注) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。</u></p> <p><u>「身体障害者手帳の様式等について」(平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により示された様式</u></p> <p><u>ア 紙様式(例)</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="1211 826 1574 1310" style="text-align: center;"> <p>(第一面)</p> </div> <div data-bbox="1686 842 2022 1310" style="text-align: center;"> <p>(第二面)</p> </div> </div>

現行

改正

(第三面)

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください	現	本人の欄
	住	所
	所	転入年月日
		又は町事務所の長 又は町村長の印

(第四面)

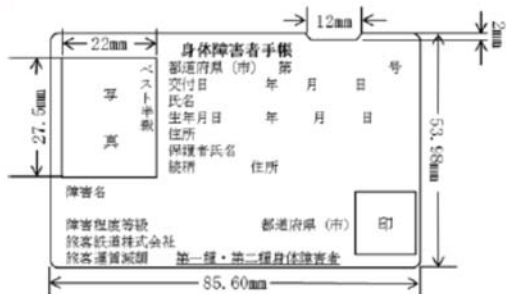

氏	保
名	護
続	者
柄	の
現	欄
住	
所	
月	な
日	護
	者
	と
	の
	所
	の
	長
	務

(第五面)

障害者名
身体障害者等級表による類別
級

(第六面)

備考
----

現行	改正
<p>2 前項の身体障害者を、第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。第1種身体障害者及び第2種身体障害者の区分は別表に定める。</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>イ カード様式</u></p> <p>(表)</p>  <p>(裏)</p>  <p>2 前項の身体障害者を、第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。第1種身体障害者及び第2種身体障害者の区分は別表に定める。</p> <p><u>3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、平成31年4月1日から適用する。